

○ 財務省令第百四十四号  
國債の発行等に関する省令  
（昭和五十七年大蔵省令第6百二回）  
平成十一条に於ける規則第百四十四号  
は、平成十一年大蔵省令第6百二回の規定によるものとする。

二 一 発十条事務省  
平行日第十一條に於ける規則第百四十四号  
成条件に於ける規則第百四十四号  
二件等に於ける規則第百四十四号  
十八年次に於ける規則第百四十四号  
年五月とおり短期国債の発行等に於ける規則第百四十四号

の法發号名  
條律行稱及  
項及の  
び根  
そ拠記

### 三 用振替法の適

振の以律社び第二八並六項年一法会号へ財の東  
替適下へ債第一項十び年、法項律計へ平源施日  
機用「平成十三年法律第75号」に於ける規則第百四十四号  
関を振替株式、同条特律政第26号に於ける規則第百四十四号  
は受け日本銀行のとくに於ける規則第百四十四号  
日本銀行とする。その規定

四  
發行方法

五  
方募

六  
イ  
イ  
口  
發  
入価 行争 非者 特国  
札格 行 入価・別債  
發競 札格 第参市  
行争額 發競 I 加場

法年九にに措必のう億額  
律度十つ基置要たち九面  
第予五いづ法なめ、千金  
四算億てき第財の東万額  
十分六は發六源施日円で  
六、千、行十の策本二  
条特万額し九確を大兆  
第別円面た条保実震  
一会へ金割第に施災  
項計平額引四関すか  
のに成で短項するら  
規関二千期のるたの  
定す十九国規特め復  
にる七百債定別に興

込募各当も各  
み限国ての申  
の度債るか込  
応額市。らみ  
募の場その  
額範特のう  
を囲別応ち  
割内參募応  
りに加額募  
當お者を価  
ていご順格  
るてと次の  
。各の割高  
申応りい

価一を場で競争う札価  
格国定特あ争入。  
競債め別つ入札に  
争市る参て札發に  
入場も加、と行  
札特の者財同「と  
發別にご務時「と  
行參よと大にう  
「加るに臣行。(以  
と者發応がわ  
い・行募各れ及  
う第へ限國るび  
。) I 以度債入価格と  
非下額市札格競い入

九 八

七

ロイ

ロ

振替単位  
額 最 低 行 争 非 者 特 国 入 價 込 行 争 非 者 特 国  
額 入 價 ・ 別 債 札 格 入 價 ・ 別 債  
面 札 格 第 参 市 発 競 金 札 格 第 参 市  
金 發 競 I 加 場 行 争 額 發 競 I 加 場

の振五あを千  
記替万つ五万  
載法円た万円  
又のと場円へ  
は規す合とた  
記定る、すだ  
録に。そし、  
はよの省最  
、る施令最  
最振行低  
低替の額  
額口日改  
面座か正金  
金簿らが額

千二十二  
円千一兆  
百万二  
八九千  
十千八  
二五百  
億百七  
七円十  
千一  
四億  
十四千  
四八  
万八百  
八九

面た条特で短項条第第関第第八つ基  
金割第別四期の第九九す九七百いづ  
額引一會千証規一十十る条条二てき  
で短項計九券定項五四法第第十は發  
二期のに百にに及條条律一一六、行  
千國規關九つ基び第第項項億額し  
百債定すといづ第一二項、四面た  
七ににる九てき百項、十び財千金割  
十つ基法九、行十第同條  
八いづ律九、行十第同條  
億てき第千額し七百第  
円は發四万面た条三  
、行十円金政第  
額し六額府一六、  
額法千に

十 六	十 五	十 四	十 三	十 二	十 九	十 八	十 七												
払者入場元償 込札所金還 期参支金 日加払額				償行争非者特国入価發 還入価・別債札格行行 期札格第参市発競価 限發競I加場行争格日															
平成務 二大銀 十八臣 十八から 四年四月 月知 二十 日 日 た 者				財 本面 金 額 を 百 円 通 に つ。 を 受 け た た 業 業 日 に				日額償当た平 面還ただ成 金るし二 額をと、十 き償九 払は還年 う、期四 。そが月 の銀二 百翌行十 円営休日 業業 日日 にに				錢額五額 六面厘面 厘金以金 額上額 百の百 円そ円 にれに つぞつ きれき 百の百 円応円 二募二 十価十 一格錢				平す額 成るの 二。整 十八數 八年倍 四年金 月額に 二十日 によるも のと			